（記載上の注意）
1　「所属組合の名称」には、所属組合（農業協同組合法（以下「法」という。）第92条の2第3項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、全ての所属組合の名称を記載すること。
［2・3　略］

備考　表中の［ ］の記載は注記である。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（記載上の注意） 1　「所属組合の名称」には、所属組合（農業協同組合法（以下「法」という。）第92条の2第3項に規定する所属組合をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、すべての所属組合の名称を記載すること。 ［2・3　同左］	（記載上の注意） 1　「所属組合の名称」には、所属組合（農業協同組合法（以下「法」という。）第92条の2第3項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、全ての所属組合の名称を記載すること。 ［2・3　略］
（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権） **第七条**　法第十一条の六第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十七条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ⑵を除き、以下同じ。）とする。 ［一～五　略］ ［2～4　略］ （特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為） **第七条の十八**　準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十条の三十一の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十条の三十一の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。 ［一・二　略］	（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権） **第七条**　法第十一条の六第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十七条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ⑵を除き、以下同じ。）とする。 ［一～五　同上］ ［2～4　同上］ （特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為） **第七条の十八**　［同上］ ［一・二　同上］